

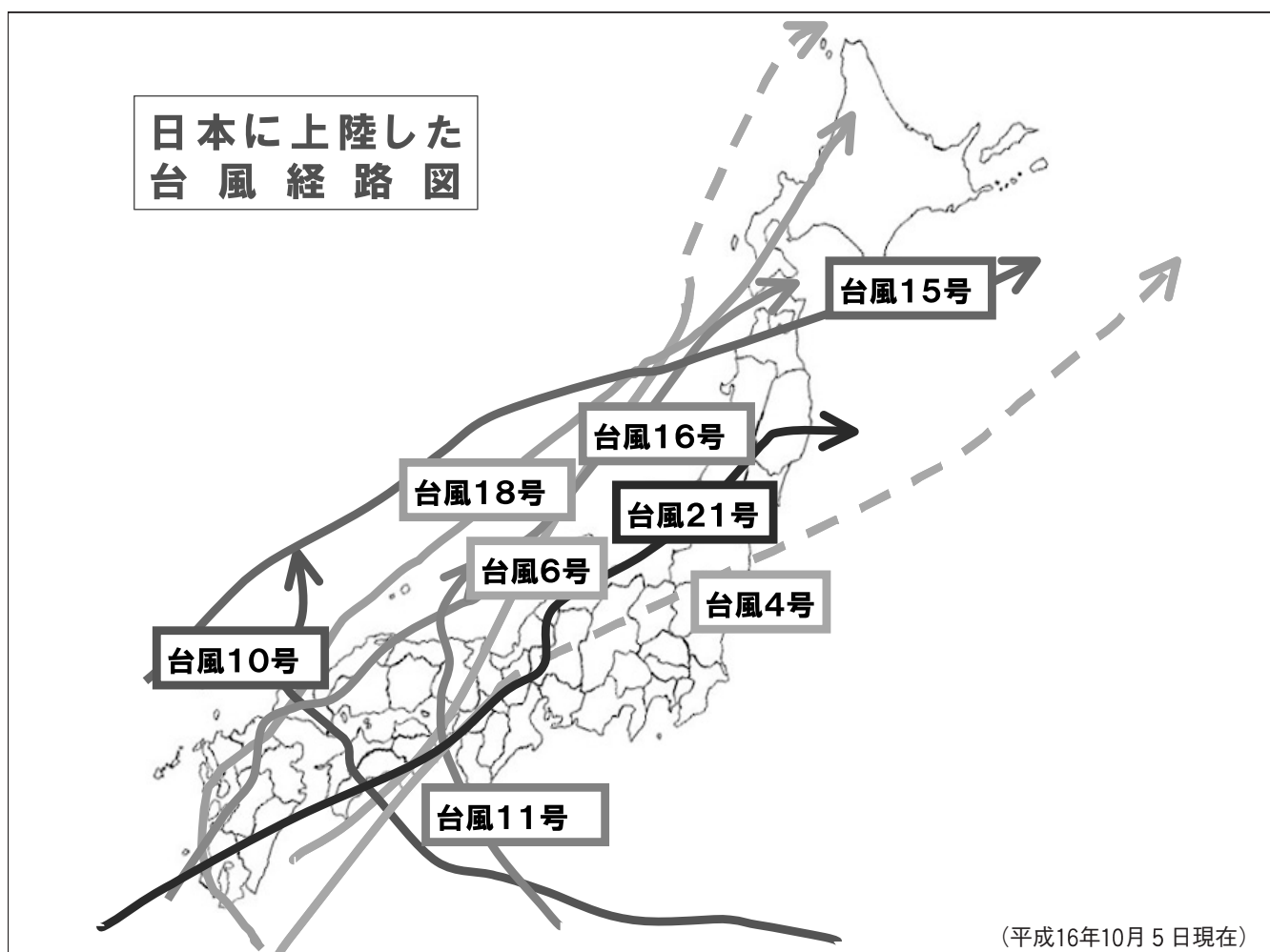
発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場真弥  
印刷所 株式会社白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)  
毎月1回15日発行

## 国庫補助負担金等に関する改革案 についてのアンケート調査結果



### 目次

「国庫補助負担金等に関する改革案」についてのアンケート調査結果	2
地方からの声	
肱川と共に	全水連理事 大洲市長 榊田 與一 10
平成17年度税制改正に関する要望	12

# 「国庫補助負担金等に関する改革案」についてのアンケート調査結果

— 9月24日 (社)全国治水砂防協会と共同で記者発表 —

地方六団体から提出された国庫補助負担金等改革案に関連しまして、全水連は、(社)全国治水砂防協会と共同で、9月8日全国の市町村会員にアンケート調査を実施させていただきましたことは、治水9月号(第618号)でご紹介いたしました。

会員市町村長のご協力によりまして、2,219市町村長からご回答(回答率78.0%)をいただき、9月24日にクラブに調査結果を発表いたしました。

追って、会員市町村に調査結果を報告するとともに、関係方面にご理解、ご協力をお願いして送付いたしました。

調査結果は、改めて地方六団体の改革案の問題点

が浮き彫りにされ、河川・砂防関係事業の必要性が強く打ち出されております。

今後は、10月中旬からの地方治水大会において、一つ一つ地方からの声を積み上げていき、11月1日開催予定の治水事業促進全国大会に向けて意見集約のうえ、関係方面に訴えていくこととしております。会員皆様のご理解と力強いご支援をお願い申し上げます。

本号では、アンケート調査結果の記者発表と、会員市町村に送付いたしました報告について、その概要をご紹介します。

## 記者発表資料—1

平成16年9月24日  
社団法人全国治水砂防協会  
全国治水期成同盟会連合会

## 地方六団体による国庫補助負担金に関する改革案についての市町村長緊急アンケート結果

地方六団体の改革案について、当協会及び連合会の会員である市町村(2,846市町村(特別区含む))の長を対象に実施したアンケートの結果、大多数の市町村長は、国民の生命、財産を守る水害・土砂災害対策のための河川・砂防関係事業は、国が責任をもって保障すべきであり、そのためには補助制度による実施が必要という考えを持たれているという結果が得られました。

また、半数以上の市町村長が、今回の改革案の内容及びその作成にあたっての考え方を承知されていない事も判りました。

### 【別添資料参照】

地方六団体により政府に提出された「国庫補助負担金等に関する改革案」の中で、平成17年度および平成18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担

金として、治水事業関係では、河川事業の約7割、砂防関係事業(砂防、地すべり、がけ崩れ)の約9割の補助金が廃止リストに挙げられました。

この改革案の提言は、今後の水害・土砂災害対策に非常に大きな影響を与えるものであり、当協会及び連合会としましても会員である市町村の意見を集約し、対応を検討する必要があると考え、改革案に関するアンケート調査を実施いたしました。

対象市町村(特別区含む)長の数は、2,846であり、そのうち2,219から回答を得ております(回収率78.0%)。

### 問い合わせ先

社団法人全国治水砂防協会

理事 岡本正男 03-3261-8386

全国治水期成同盟会連合会

専務理事 大場真弥 03-3222-6663

# 補助金廃止で 生命・財産が危機?!

(市町村長緊急アンケート調査結果)

平成16年9月

## 市町村長からの生の声

- 一 国民の生命・財産を守るためには、着実な災害対策が不可欠
- 二 知られていない補助金廃止案の問題
- 三 税源移譲では十分な災害対策は不可能
- 四 機動的・集中的な事業実施のためには、補助制度が必要
- 五 後追いの災害復旧よりも、被害を未然に防止する災害予防が重要
- 六 水害・土砂災害からの安全は、国が責任を持って保障すべき

### 一の声

## 国民の生命・財産を守るためには 着実な災害対策が不可欠

Q1. 河川・砂防関係事業（河川、砂防、地すべり、がけ崩れ）による災害対策は今後とも必要だと思いますか。



- 平成16年も新潟・福島豪雨、福井豪雨を始め、立て続けに日本列島を襲った台風により、北陸、四国、九州、中国、近畿地方等の全国各地で、多くの人命や財産が失われるなど甚大な被害が発生しました。



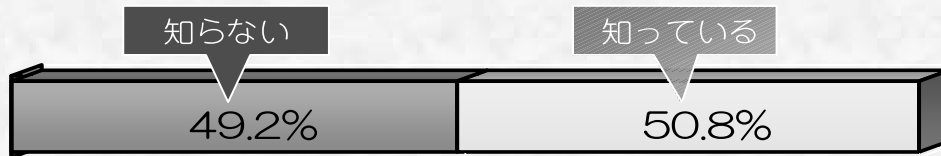
新潟・福島豪雨における浸水被害（新潟県中之島町）



福井豪雨における土砂災害被害（福井県美山町）

## 二の声 知られていない補助金廃止案の問題

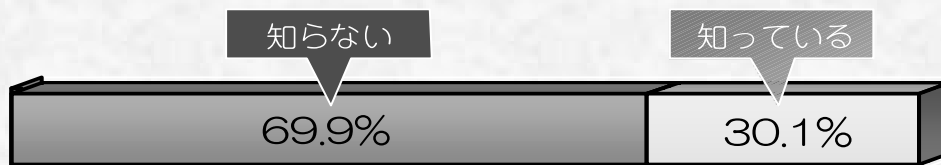
Q2. 地方六団体の補助金廃止案では、河川事業の7割が廃止、砂防関係事業の9割が廃止とされていることを知っていますか。



Q3. 地方六団体が示した廃止対象補助金は、必要性の議論からではなく、形式的な整理により、都道府県のみが事業主体のものを単に積み上げたことによるものであることを知っていますか。



Q4. 廃止対象補助金ではない災害復旧や激特事業等\*も、廃止対象となっている通常の河川・砂防関係補助事業の予算をもとに成り立っており、これらの事業が廃止されると激特事業等による災害の再発防止対策も困難になることを知っていますか。

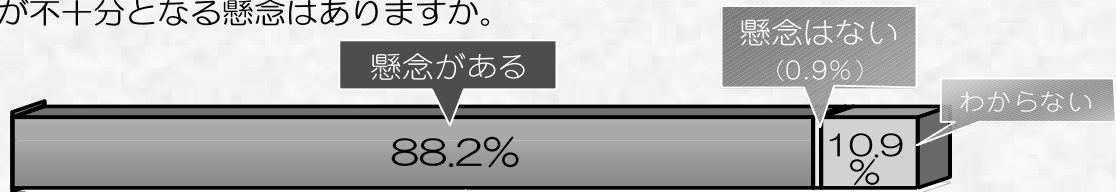


\*激特事業等：災害により大きな被害が生じた地域において、再び同様の災害によって被害が生じることを防止するため、緊急に整備を実施する事業

- 8月24日、地方六団体による国庫補助負担金等に関する改革案が政府に提出されました。
- この案では、必要性の議論からではなく、形式的な整理から都道府県のみが事業主体の補助金を廃止対象として積み上げたことから、結果として河川事業の約7割、砂防関係事業の約9割が廃止対象となっています。
- 災害復旧や激特事業等（激甚災害特別事業、復旧関係緊急事業、床上浸水対策事業等）は廃止の対象から除外されていますが、これらと一体不可分である通常の河川・砂防関係補助事業が廃止された場合には、激特事業等も制度的に成り立たなくなり、災害の再発防止のための緊急対策も困難になります。

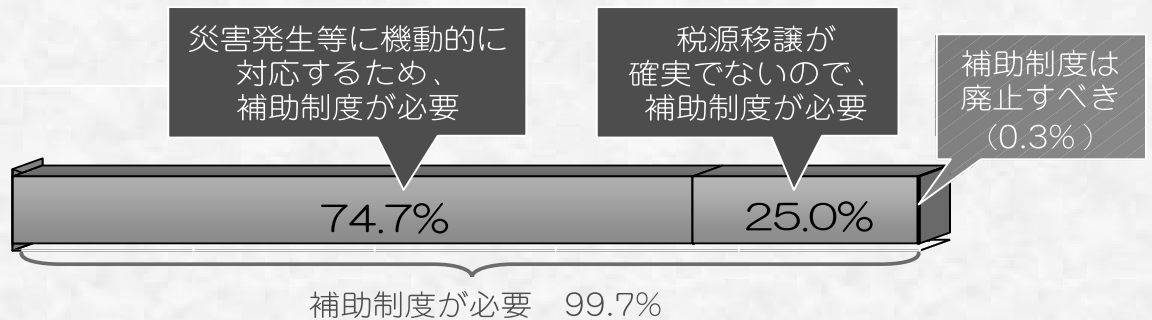
### 三の声 税源移譲では十分な災害対策は不可能

Q5. 仮に税源移譲しても、地方交付税等による財源調整では、河川・砂防関係事業のように、極端な地域的・時間的変動を伴うものへの対応は困難であり、災害対策が不十分となる懸念はありますか。



### 四の声 機動的・集中的な事業実施のためには補助制度が必要

Q6. 災害の発生状況等に応じて機動的・集中的な対応が必要な災害対策の特性、「建設国債により財源を賄っており税源移譲に繋がらない」との指摘を踏まえ、河川・砂防関係補助事業についてどのように考えますか。



● 災害被害は、時間的・空間的に大きく変動しています。

<公共施設被害額上位>	1位	2位	3位	4位
平成14年	岩手県	福島県	栃木県	岐阜県
平成15年	北海道	福岡県	高知県	静岡県
平成16年*	新潟県	福井県	宮崎県	高知県

※ 平成16年は9月15日現在

● 災害の発生等に対応する河川・砂防関係事業では、限られた全国の予算を機動的・集中的に配分することが必要です。

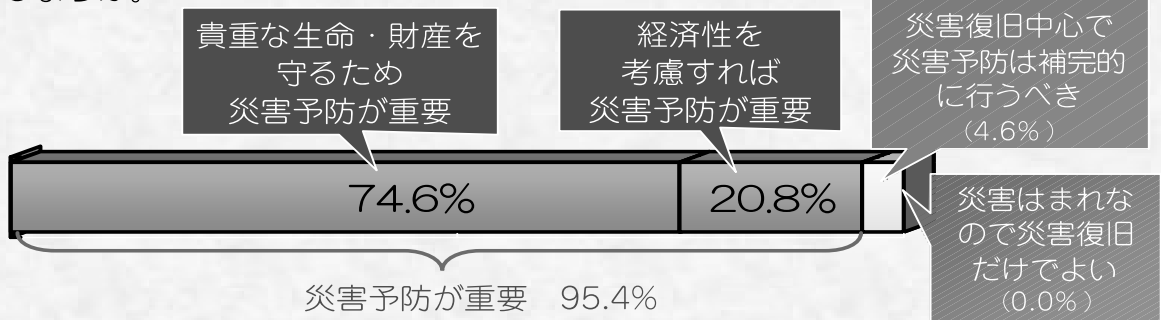
● 地方交付税等の外形的な配分による対応では限界が指摘されています。

● 今後も、地方の自主性、裁量性を高めつつ、全国的な資金の時間的・地域的調整を的確に行える補助制度の活用が必要です。

五の声

### 後追いつ的な災害復旧よりも 被害を未然に防止する災害予防が重要

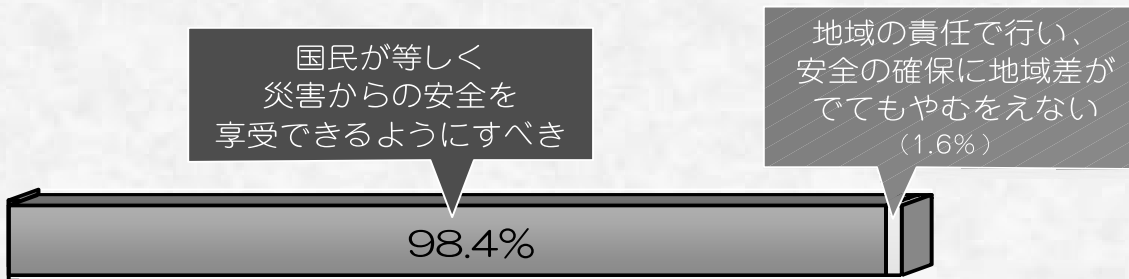
Q7. 災害対策には、災害発生後に対応する災害復旧的なもの、未然に災害の発生を防止する災害予防に区分されます。今後の災害対策はどのようにあるべきでしょうか。



六の声

### 水害・土砂災害からの安全は 国が責任を持って保障すべき

Q8. 河川・砂防関係事業といった災害対策についての基本的考え方は？



● 我が国を災害から守るため、当会では補助制度についての決議をしています。

治水関係事業費の必要額の確保を図る。国が必要な事業費の保証、調整機能を確保し、国庫補助負担金を機動的かつ重点的に措置することが不可欠。その上で、補助制度について地方の自主性・裁量性を高めるための改革をさらに進める。

調査概要

調査対象	社団法人全国治水砂防協会・ 全国治水期成同盟会連合会 加盟市町村 2,846市町村長
回答数	2,219市町村長 (回答率 78.0%)
調査方法	郵送, F A X
調査時期	平成16年9月

調査主体

社団法人全国治水砂防協会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-5 TEL 03-3261-8386
全国治水期成同盟会連合会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-5 TEL 03-3222-6663

## 記者発表資料—3

アンケート調査は、市町村長に親展で送付したものであり、自由記入欄を設け、市町村長自らご意見を書いていただきました(337件)。

災害対応は国の責務、安全の確保に地域的な格差があってはならない等を理由に、補助事業の必要性を訴えていただいております方が非常に多く、また、議論が尽くされていないことに不満を持たれている方も目立ちました。一方、地方六団体案を支持する旨のご意見は、ごく僅かでした(5件)。

以下は、いただいた主なご意見をそのまま転記したものです。

## 【治水事業は国の責務である】

- 「国民の安全確保」は国が担う様々な責務のなかで最重点施策であり、これをおろそかにすることは、国家の消滅につながります。
- 知事の皆さんは権限移譲の為に、本来、国の責任においてなされなければならない分野をも移譲の対象と考えているのではないか。国民が等しく受けなければならない分野については国の責任においてなされる仕組みを維持すべきである。
- 河川・砂防関係事業は、国民の生命及び財産を守るため必要不可欠な事業であります。今年も新潟・福島豪雨災害をはじめとして各地で災害が発生し、多くの死者も生じ事業の必要性が明らかとなっているところであります。災害復旧のためのもは、移譲対象補助金としないということですが、貴重な生命及び財産が失われてからではなく、災害予防が国としての重要な役割と考えるところです。
- 机上の論議であり、廃止・移譲は話にならない。異常気象が続く中、このような決定が成される事に理解出来ない。
- やはり、災害復旧は移譲しないが、災害対策事業については移譲という結論に移すには疑問を感じます。発生してからでは遅いのです。この度の移譲により、危惧する事柄については、財産の確実な確保、予算的確な配分、地域の裁量が生かせる事業と成り得るかといった事であり、このような国民の生命に直接関係してくるであろう事項は切り離して考えるべきではないでしょうか。

【国民の生命・財産を守る事業に地域格差があってはならない】

- 国土の防災対策が地域の財政力によって差が生じるとはどう云う事か、まして、その時々自治体の主張の判断によっては、それ以上の格差が広がる可能性すらある。刑法の摘要基準が各県によって違う事は有り得ないと同じ事で、国民の安全基準が、地域によって差が生じることは、容認出来るものではない。国土の安全対策を、文化や経済と同じレベルで論ずるべきではない。
- 国土の均衡ある安全対策、災害対策、災害復旧は全国的な見地から国が行わなければ不可能である。災害は、場所も時間も選ばない。行政にとって一番大切な国民の生命と財産を守るという使命を国が放棄するようなことが断じてあってはならない。
- 整備水準、地形等地域によって較差がある現状においては、緊急かつ不可欠な事業を円滑に執行する必要があることから、地域の切なる要望を受け止めて頂ける現行制度の継続が望ましいと考える。

## 【弾力的運用が可能な補助制度が必要】

- 新潟、福島の集中豪雨をみても、今までの想定を超えた雨がふっており、今後もこういった集中豪雨の発生は避けられないと考えます。そのためにも河川、砂防関係事業の補助制度は堅持すべきです。
- 災害は年によって変り、地理的に、規模的にも変るため、予期せぬ経費支費が必要となるため、全国的な視野で予防的措置、復旧措置は実施することが良いと考える。

## 【事業の必要性についての議論が欠如】

- 今回の知事会議で三位一体改革の議論は木を見て森を見ない。地方の実態を知らないことに怒りすら覚える。
- 地方六団体では公共事業等細目の検討が充分に行われていない。回答期限にしばられ過ぎたとの批判がある。
- 六団体の一員として、一方で同調、他の会の代表として反対で各方面に要望すると言う事で大変戸惑いがある、省庁でじっくり話し合い、良い方向性を出して欲しい。
- 移譲論が先行し、それぞれの事案での検討がなさ

れていないと思っている。

**【税源を移譲すると整備が遅れる】**

- 各県知事には河川の治水、砂防に対する思いに温度差がある。税源の委譲がされた場合、県によっては治水、砂防の事業実施が懸念される。
- 河川・砂防関係事業が不可欠な地域に事業配分が必要である。税源移譲だと必要な災害防止対策が遅れることになる。
- 河川・砂防関係事業は、住民の生命・財産を守る根幹的な事業で、本来、国が責任をもって実施する事業であり、改革案のとおり進められますと地方単独で災害対策をたてていくには財源措置からも限界があり、住民の安全確保につながる災害対策が十分に行われなくなる懸念があります。

**【現行制度の運用改善を図るべき】**

- 防災に名をかりた無駄な事業もあったので、改善しながら取り組むことが大切。
- 国民等しく安全の享受は当然と思いますが、地方の過疎地域に災害予防・災害復旧として多額の事業費を投入するのはいかがなものかと思います。

**【必要な税源が移譲されるなら廃止すべき】**

- 今回の地方六団体の案は事業の廃止をするのではなく、その財源を一般財源に移譲するものであると理解しています。廃止または一部削減となる補助金については同額を一般財源として移譲することは当然のことであり、強く政府に要望したい。

## 会員各位への報告

**両会長の結果報告**

砂協発第76号  
平成16年全水連発第22号  
平成16年9月24日

会 員 各 位

社団法人全国治水砂防協会長  
衆議院議員 綿貫民輔  
全国治水期成同盟会連合会会長  
参議院議員 陣内孝雄

### 今後の河川・砂防関係事業の進め方に関する アンケート調査結果について（報告）

謹啓 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、三位一体改革に関連し、地方六団体において「国庫補助負担金等に関する改革案」が政府に提出されました。(社)全国治水砂防協会及び全国治水期成同盟会連合会は、今回の地方六団体の提案を踏まえ、今後の河川事業・砂防関係事業（砂防・地すべり・がけ崩れ）の進め方について、会員各位のご意見を伺いたく、アンケート調査を実施させていただきました。おかげさまで、ご多忙の中、また、急な

お願いにもかかわらず、多数の会員の皆様から、貴重な意見をお寄せいただきました。ご協力、大変有難うございました。

つきましては、アンケートの集計結果を同封してありますようにまとめましたので、送付させていただきます。これらの結果を踏まえて、災害対策が的確に行われていくように活動していきたいと考えています。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬白



**全水連会長のお礼とお願い**

## 会 員 各 位

秋色の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、会員の皆様にご依頼致しました「今後の河川・砂防関係事業の進め方に関するアンケート調査について」にご協力頂き誠に有り難うございました。

このアンケートは、地方六団体から「国庫補助負担金等に対する改革案」が政府に提出されたことを踏まえ、今後の河川・砂防事業の進め方について、会員各位のご意見を伺いたく実施したものです。アンケートの結果から、地方六団体の改革案の内容が会員の皆様方に十分に知られていないこと、今後の災害対策について税源移譲による対応では不安であり、補助制度が必要とお考えの方が多きことなどが分かりました。

わが国の治水対策の現状は、本年だけでも、新潟・福島豪雨、福井豪雨や相次ぐ台風の襲来により四国・九州を中心に全国各地で発生した災害に見られるように、残念ながら決して満足すべきものではありません。このような状況の中、地方六団体による国庫補助負担金の改革案が実行された場合には、国民の生命と財産の安全確保に関わる治水事業の実施について、重大な支障が生じることを強く懸念しております。

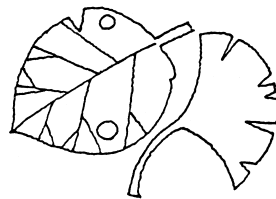
治水事業は、国民の生命と財産を守る最も根幹的・基礎的な事業であります。人の命の尊さに地域

格差を持ち込んではいけないため、国が責任をもって実施すべき事業であります。時と場所を選ばず発生する災害に対し、災害の予防と復旧を一体として、機動的・集中的に実施するためには、全国的な視野で地域間の調整を的確に行える補助制度が最も適しており、その存続が必須であると考えております。

しかしながら、この国民の生命と財産の安全に関わる重要な問題が、日頃、治水事業の推進の必要性を身近に、かつ、最も切実に訴え続けてこられた会員各位の皆様の意識や認識とかけ離れて、三位一体の名の下に改革されようとしております。会員の皆様方におかれましては、地域の安全を確保するために、どのような改革が一番良いのか、今一度お考え頂き、わが国の将来を考えたときに、今ここで、後世に大きな禍根を残すことにならないように、是非とも、アンケートで頂いたような皆様方のお考えをあらゆる機会に、自主的判断で積極的に告示頂くことをお願い申し上げます。

最後になりましたが、今後とも国民の生命と財産を災害から守るべく全力で努力して参りますので、皆様方のご指導、ご支援を頂きますようお願い申し上げます。

平成16年9月24日

全国治水期成同盟会連合会  
会長 陣内孝雄

## 地方からの声

## 肱川と共に



全国治水期成同盟会連合会理事

大洲市長 榎田 與一

大洲市は、愛媛県南予地方、県都松山市から南西方面約45kmに位置する、人口4万人弱の地方都市です。古くから城下町として栄え、一級河川「肱川」を挟んで、JR大洲駅を中心とした肱北・喜多地区、大洲城跡・臥龍山荘・お花はん通りなどの古い町並みや城下町の名残が残る肱南地区を中心に市街地が形成されてきました。

平成5年2月に大洲市・八幡浜市を中心とする16市町村は、「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」の指定を受け、大洲市は、東大洲地区の国道56号沿道周辺を大洲拠点地区として位置づけ、社会資本整備を重点的に実施することにより、四国縦貫自動車道の延伸に合わせ、約60の企業、約900人の雇用創出を生み出し南予地方の拠点都市として発展を遂げています。

今年は、市制施行50周年という節目でもあり、来年1月には長浜町、肱川町、河辺村との市町村合併を控えています。また、市民の長年の夢であった、戦後木造で復元されたものでは日本一の高さとなる大洲城天守閣が7月に完成しましたが、今後、この天守閣が新大洲市の新しいシンボルとなり、観光名所としても全国から大きな注目を浴びるものと期待しているところです。

また、市内中心部を「肱川」が流れ、鶴飼い・花火大会・いもたきなど、季節に応じて市民や観光客に憩いの場を提供する自然の親水環境が息づいている町です。大洲市では、この肱川を舞台に多彩なイベントが開催されています。

まず、観光面で挙げますと、毎年6月1日から9月20日まで「鶴飼い」が実施され、7月中旬には「水天宮花火大会」、8月3・4日には「川まつり花火



大洲城天守閣

大会」が行われ3～5万人の人出で賑わいます。秋口になると、如法寺河原で大洲特産のサトイモの入った「いもたき」が実施されます。初日には、恒例の初煮会が実施され、4つの大鍋で炊いた約1,500人分のいもたきが振舞われます。

肱川と親しむイベントとして、寒中水泳大会が、毎年成人の日に肱川橋上流で行われており、藩政時代から伝わる日本泳法「神伝主馬流」などが披露されます。また、五郎の畑の前橋下では、愛媛県立大洲農業高等学校生徒を中心に「やすらぎの水辺事業」が実施されており、夏には「ひまわり」、秋には「コスモス」、春には「菜の花」と、季節の花が一面に咲き誇ります。春分の日には「菜の花フェスタ」を実施し、カラフルな春色の景色を背景に、特設ステージでの吹奏楽部の演奏や楽しく遊べるイベントが開催されます。夏には、珍しく川で実施されるジュニアトライアスロン大会・大洲市カヌーツーリング駅伝大会が開催され、子供や大人がタイムを競いながら自然に親しみ、肱川のすばらしさを味わうことが

できます。

河川環境に関する取り組みには、肱川周辺の清掃を行う530(ゴミゼロ)運動を鶴飼い開幕前に、また、「7月の河川愛護月間」に合わせて、第3日曜日に市内一斉清掃を実施し、市内の河川・道路・公園の清掃に取り組んでいます。また、河川の浄化と環境保全に取り組む肱川流域清流保全推進協議会を、平成14年7月に流域12自治体により設立し、昭和30年代の清流肱川の姿を平成30年までに取り戻すことを目標としています。

このように、我々大洲4万市民は、肱川を愛し、肱川と共に暮らし、肱川を大切にしています。

しかしながら、肱川は、次のような地形的特性・気候特性などから、洪水を発生しやすい河川、河川改修の難しい河川と言われています。

一つ目は、中流部の大洲盆地に流域の約93%の洪水が集中する地形であること、二つ目は、流域の大部分を山地が占める割には河床勾配が非常に緩く洪水が流れにくい地形であること(河口から20km地点(柚木)での標高は11m)、三つ目は、大洲盆地から下流は山が両岸に迫り(狭隘なV字谷を形成、全国的にも珍しい先行性河川)、河口にいくほど平野の広がり無く洪水が吐けにくい地形であります。

また、瀬戸内型気候と太平洋型気候の中間的な性質であり、肱川流域の年降水量約1,800mmのほとんどが、梅雨期と台風期に集中します。

このようなことから、肱川流域においては、昭和18年の死傷者131人を出した大洪水以来、2年に1回の割合で毎秒2,000立方メートルを超える洪水が、最近では平成7年に25年ぶりとなる規模の洪水が発生するなど、大きな浸水被害等を度々受けてきました。

このため、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、平成7年度から5年間に渡って堤防改修事業が実施され直轄区間の堤防整備進捗率は約71%となっておりますが、流域には6箇所(箇所の)の越流堤が残り、東大洲下流においての治水安全度は約15分の1と低い状態にあります。また、愛媛県管理区間である久米川・菅田地区などには、無堤区間が多く残っている状況です。

このような実情に鑑み、国土交通省及び愛媛県において、今年5月13日に肱川水系河川整備計画を策定いただいたわけですが、流域ではこの計画に基づく各種事業の早期着手及び上下流のバランスを考慮した今後30年に渡る計画的な治水事業の実施が待たれるところです。

今年は、全国的にも、台風が既に史上最多の7回も上陸するなど異常気象が続いており、各地におい



台風16号による久米川地区浸水

て甚大な被害が発生しておりますが、本市においても、8月30日の台風16号の集中豪雨に伴い、肱川上流域で12時間の連続雨量が207mmを記録し戦後2番目の洪水に見舞われ、久米川・菅田・東大洲地区をはじめ各地区において床上浸水282棟、床下浸水251棟、被災者は628世帯、1,756人、店舗等の非住家の被害は391棟にも上り、被害は甚大なものとなりました。

このような緊急的な対応が必要な折、現在、国において進められている三位一体改革において、河川・砂防事業の国庫補助負担金が廃止対象となっておりますが、河川・砂防事業は、国土を保全し、国民の生命・財産を守る基本的・根幹的な事業と認識しております。

今後、我々の「まち」を洪水から守るためにも、広域的、長期的な観点から、必要な事業予算の時間的・地域間調整を的確に行い、河川・砂防事業の国庫補助負担金制度を堅持されることを切に要望していきたくと考えております。

厳しい財政事情の折ではありますが、肱川流域の現状を踏まえ特段のご配慮を賜りますよう、引き続きご指導・ご協力をお願いしていきたくと考えております。

#### 経 歴

平成元年2月	大洲市長に就任	現在に至る
現在	肱川治水期成同盟会会長 肱川総合整備(山鳥坂ダム)推進協議会会長 一級河川肱川改修促進協議会会長 四国河川協議会副会長 四国治水期成同盟連合会副会長	
平成12年4月	全国治水期成同盟会連合会理事に就任	

# 平成17年度税制改正に関する要望

全水連は、9月24日付けで自由民主党に対し、平成17年度税制改正に関する要望書を提出いたしました。今後自由民主党におかれましては、党国土交通部

会、国土・建設関係団体委員会合同会議においてヒアリングを行い、11月下旬から党税制調査会において取りまとめられることとなっております。

## 平成17年度税制改正に関する要望

治水対策の推進のため、次のとおり税制の改正を要望いたします。

水防協力団体（仮称）等に対する特例措置を創設するとともに、浸水想定区域内の地下空間における避難対策施設に係る特例措置を講ずること。  
(所得税・法人税・相続税・固定資産税・都市計画税)

(理 由)

水災防止対策を推進するため、新たに水防活動を行うこととなる水防管理者から指定された水防協力団体（仮称）等水防活動に係る組織に対する寄付金について、別枠損金算入等の優遇措置を講ずるとともに、浸水想定区域内の地下街その他不特定多数のものが利用する地下空間において、地下浸水時の利用者の安全を確保するため、避難経路の確保等のための避難対策施設を新設又は改良した場合に、上記措置を講ずる必要がある。

雨水貯留・利用浸透施設に係る割増償却制度の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充すること。(所得税・法人税)

(理 由)

都市化の進展に伴い発生している内水被害の軽減等に対処するため、雨水貯留・利用浸透施設に係る割増償却制度の適用期限を延長するとともに、雨水を貯留する施設と同等の雨水流出抑制効果を有する浸透性舗装等の雨水浸透施設についても、割増償却制度の対象とするなど、上記措置を講ずる必要がある。

PFI法に基づく河川管理施設、駐車場の整備に係る特例措置を創設すること。

(不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

(理 由)

PFI事業による整備を促進し、効率かつ効果的な社会資本の整備・管理を図るため、上記措置を講ずる必要がある。

河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る特例措置の適用期限を延長すること。  
(不動産取得税)

(理 由)

河川立体区域制度を活用し、都市における適正かつ合理的な土地利用を図りながら、河川整備の推進を図るため、上記措置を講ずる必要がある。

水源地域に立地する製造業及び旅館業に係る特別償却制度の適用期限を延長すること。  
(所得税・法人税)

(理 由)

水資源の安定供給を図るためには、ダム等の建設に係る地元の理解と協力を得て水資源開発を促進していくことが必要であり、水没する製造業と旅館業の水源地域内での再建の支援、外部からの進出の促進を図るため、上記措置を講ずる必要がある。

除害施設等及び雨水・排水利用施設に係る特別償却制度の適用期限を延長すること。  
(所得税・法人税)

(理 由)

洪水時の河川への流出増の抑制、渇水時の水需要の緩和等の効果を有する汚水処理設備及びそれと同時に設置される雨水貯留槽の整備促進を図るため、上記措置を講ずる必要がある。



## 〈全水連だより〉

### 全水連秋季理事会を開催

全水連の秋季理事会は、平成17年度治水事業促進全国大会の開催要領等を議題として、次のとおり開催されました。

と き 平成16年10月7日(木) 11:00～  
ところ ルポール麴町(麴町会館)

まず、陣内会長が挨拶を述べた後、その後の役員の異動につきまして報告がありました。

岩井國臣副会長 9月29日付け国土交通副大臣の  
就任に伴い辞任  
荻野幸和理事 7月13日付け黒部市長を退任  
林 興平理事 9月30日付け町村合併により邑  
智町長失職

続いて、規約の規定により、陣内会長が議長となり、早速議案の審議に入りました。議案は次のとおりです。

第1号議案 治水事業促進全国大会開催要領(案)  
第2号議案 春季理事会後の活動状況(報告事項)  
第3号議案 治水事業促進全国大会決議(案)

第1号議案および第3号議案について、全員異議なく原案どおり承認されました。

以上により、理事会を終了した後、恒例によりまして国土交通省河川局幹部との意見交換に入りました。

まず、最初に、清治河川局長からご挨拶をいただいた後、平成17年度河川局関係予算概算要求概要についておよび最近の河川行政の課題(特に国庫補助負担金改革案)について説明があった後、活発な議論が展開されました。

議論の内容は、省略いたします。